

大田市告示第121号

大田市障害者等福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱（平成18年大田市告示第39号の18）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

大田市長 楫野弘和

題名中「障害者」を「障がい者」に改める。

第1条中「重度の障害」を「重度の障がい」に改める。

第2条第1号中「その障害」を「その障がい」に、同条第2号中「障害程度」を「障がい程度」に改める。

第8条第1号中「障害程度」を「障がい程度」に改める。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号を次のように改める。



附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。